Ⅶ	引当外退職給付増加見積額	836,749,870
Ⅷ	機会費用	
	国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	45,346,089
Ⅸ	国立大学法人等業務実施コスト	25,731,308,326

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しています。

なお、「特別経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指示に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しています。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物：2～50年　構築物：3～75年　工具器具備品：1～15年

なお、受託研究収入等で購入した資産は、研究期間を耐用年数としています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3．賞与引当金及び見積額の計上基準

国立大学法人法附則第4条に規定する職員及びその後任補充者等（以下「承継職員等」という。）に係る賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

承継職員等以外の職員については、賞与の支払いに備えるため、当該職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を、賞与引当金として計上しています。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

承継職員等に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

承継職員等以外の職員については、退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務（当該年度末における自己都合要支給額に比較指数を乗じた金額）に基づき、退職給付に係る引当金として計上しています。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5．徴収不能引当金の計上基準

徴収不能引当金は、将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券：償却原価法（定額法）を採用しています。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準：低価法　評価方法：移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法によります。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計上方法

地方公共団体の占用料徴収条例や近隣の地代などを参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成28年3月末利回りは△0.050％でしたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年4月14日付け28文科高第63号）に基づき、0％で計算しています。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によります。

Ⅱ．貸借対照表関係

1．決算日における債務保証の総額は7,296,997,040円です。

2．土地7,124,908,000円及び建物12,926,618,119円を、長期借入金17,280,724,000円の担保に供しています。

3．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は17,420,521,258円、賞与引当金の見積額は1,618,130,573円です。

4．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	22,997,718,923円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	19,840,606,534円
利益剰余金に与える影響額（差引）	3,157,112,389円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　1,229,504,899円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　353,563,470円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　374,427,613円

5,114,608,371円